

2016年3月16日

公正取引委員会が1月21日に公表した  
「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」の一部改正について

一橋大学大学院 国際企業戦略研究科  
教授 相澤 英孝

公正取引委員会は、1月21日に、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公表、ガイドライン）を改正する指針（一部改正）を公表した。一部改正は、公正取引委員会が、2015年7月8日に公表したガイドラインの一部改正（案）に対するパブリック・コメントを受けて、一部改正（案）を修正して作成されたものである。

公正取引委員会は、米国及び欧州における動向や知的財産高等裁判所の裁判例を受けて、改正を企画したとは理解されている。しかしながら、一部改正（案）は、①特許権の差止請求権の行使を制限して、特許権の価値を損ない、標準の策定にも悪影響を与えること、②中国や韓国などにおける自国産業保護のための特許権の制限への動向も含めた国際的状況の理解が欠けるとして、内外からパブリック・コメントで批判を受けた。

そのパブリック・コメントを踏まえて、公正取引委員会は一部改正を公表した。一部改正は、標準規格必須特許権について、適切なライセンス料が支払われることを前提として、公正取引委員会が是正措置を取る可能性を表明しているものである。この一部改正は、特許権の行使と認められる行為には独占禁止法を適用しないとする独占禁止法第21条の改正を意図するものではなく、公正取引委員会が解釈を変更して、特許権を制限する方向へとその運用を転換することを表明するものでもない。

また、知的財産推進計画では、標準を推進することが政策として盛り込まれている。この政策は、標準に関連する特許によって、技術開発投資を行った企業が特許権等から利益を得ることを前提としているものであり、行政府の一組織である公正取引委員会のガイドラインも、標準に関わる特許権を重視する日本政府の基本方針と整合的に考えられるべきものである。

したがって、この指針は、標準に関連する特許の意義を変更するものではなく、今後も、標準に関連する特許出願及び特許権の取得は重要であることに変わりはない。

以上